

登別市地域おこし協力隊（登別地区にぎわい創出プレイヤー）

J R 登別駅前の地域特性を活用した事業を構築し、地域に還元できる起業を目指すとともに、地域経済及びコミュニティの活性化を目的とした地域おこし活動に意欲のある方を対象に、地域力の維持強化を図るための活動を行う登別市地域おこし協力隊の隊員を募集する。

1. 採用人数：1名（委託隊員）
2. 採用予定日：令和8年12月～令和9年2月
3. 活動支援部署：観光経済部商工労政グループ、総務部企画調整グループ
4. 活動場所：登別地区
5. 関係団体等：登別商店会、登別地区連合町内会、登別国際観光コンベンション協会
登別商工会議所など
6. 基本活動：
 - （1）登別地区で商店街の店舗等を活用した起業（起業準備）及び営業
 - （2）登別地区のイベントの企画・運営等
 - （3）地域活動への参画
 - （4）登別地区で起業を考えている人のサポート
 - （5）SNS等を活用した地域のPR
 - （6）その他、登別地区を中心とした市内の活性化につながる活動
7. 活動条件等：
 - （1）原則、週38.75時間以上の活動とする。（目安：1日7時間45分、週5日）
ただし、6.基本活動（1）の起業後における営業時間及び日数については、おおむね1日に4時間以上、かつ、1週間に5日以上営業すること。
 - （2）活動日時等については、協力隊員との協議の上、季節や業務の内容、イベント等の状況により変動する場合がある。
8. 募集対象：
 - （1）令和8年4月1日現在、満18歳以上（新卒・社会人含む）で心身ともに健康な方
 - （2）パソコンの一般的な操作、SNS（x・Instagram など）が堪能で、積極的に情報発信できる方
 - （3）地域住民や関係機関・団体などと協力しながら、地域活性化に向け精力的に活動できる方
 - （4）活動終了後においても登別地区で経営を継続する意欲のある方
 - （5）3大都市圏（※1）の都市地域若しくは3大都市圏内の一部条件不利地域又は一部の政令指定都市（※2）に現に住所を有しており、任用を開始する若しくは業務委託契約を締結したのち速やかに本市へ住民票を異動し居住することができる方

（※1）3大都市圏・・・東京圏、大阪圏、名古屋圏
（※2）政令指定都市・・・札幌市、福岡市など

9. 雇用形態・期間等：

(1) 登別市と地域おこし協力隊が委託契約を締結する。(市と雇用関係なし。)

(2) 契約期間

契約締結日 令和8年12月・令和9年1月・2月～令和9年3月31日

※年度末に面談を実施し契約更新を行い、最長3年間の契約が可能

10. 給与・活動経費等： ※令和8年12月活動開始の場合

(1) 令和8年度

委託料 1,564,700 円 (税込)

【内訳 (報償費 225,000 円/月、活動経費等 166,175 円/月) × 4 カ月)】

(2) 令和9年度

委託料 3,666,828 円 (税込)

【内訳 (報償費 225,000 円/月、活動経費等 166,175 円/月) × 8 カ月)】

【内訳 (報償費 61,600 円/月、活動経費等 72,757 円/月) × 4 カ月)】

(3) 令和10年度

委託料 1,612,284 円 (税込)

【内訳 (報償費 61,600 円/月、活動経費等 72,757 円/月) × 12 カ月)】

(4) 令和11年度

委託料 1,074,856 円 (税込)

【内訳 (報償費 61,600 円/月、活動経費等 72,757 円/月) × 8 カ月)】

11. 待遇・福利厚生等：

(1) 健康保険及び年金保険等は各自で加入となる。

(2) 転居費用や生活備品は個人負担となる。

(3) 活動に要する経費

委託契約の範囲内で活動に必要な経費については、市が規定する額を支払うこととする。

(経費内容)

社会保険料、研修等に係る旅費・参加費、自己研鑽費、消耗品、燃料代、通信料、自動車借上料、住居費

※経費内容は活動年数によって変動する。

12. 留意事項：

(1) 起業準備の期間については、概ね1年間とする。

(2) 活動状況によっては、契約更新を行わないこともある。

(3) 活動開始から2年経過時に起業に至っていない場合は、原則、3年目の契約は締結しない。

(4) 起業の業種は、飲食店や小売業など、地域ににぎわいを創出するものに限る。

(5) 起業の場所は、登別地区のうち、市が指定するエリアに限る。

(6) 起業時には登別商店会、登別商工会議所の会員に加入すること。(会費は自己負担)

(7) 登別商店会が主催するイベントには必ず参加するとともに、その他市内のイベントに積極的に参加すること。

(8) 毎月5日までに前月の活動報告を行うこと。